

マージン率に関する情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

情報対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

1. 労働者派遣の実績

①派遣労働者数	24人
②派遣先事業者数	11人
③労働者派遣料金（1日8時間あたり）	¥31,148
④派遣労働者の賃金（1日8時間あたり）	¥19,837
⑤マージン率 ※ (③-④) ÷ ③	36.3%

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- ・社会保険料（雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険）
- ・教育訓練費・福利厚生に関する費用
- ・有給休暇・特別休暇（慶弔等）に関する負担分
- ・採用活動に関する募集経費
- ・会社運営における販売費及び一般管理費
（管理部門の人件費、システム維持費、賃料等）

2. 教育訓練に関する事項

種類	内容	実施方法	費用負担	賃金支給
新規採用者	入社時研修	OFF-JT	なし	あり
派遣労働者	ビジネススキルの全体像	OFF-JT	なし	あり
派遣労働者	キャリアデザイン研修	OFF-JT	なし	あり
派遣労働者	ビジネスリーダー研修	OFF-JT	なし	あり

3. キャリアコンサルティング窓口

チャン斯拉ボ株式会社 業務推進部

4. 雇用安定措置を講じた人数

0名 ※当社は全技術社員の99%以上が無期雇用労働者となります

5. 労働者派遣法第30条の4 第1項の規定に基づく労使協定について

- ・労使協定の有無：有
- ・対象範囲：当社社員全員
- ・労使協定の有効期間：2026年4月1日から2027年3月31日まで